

令和 3 年度札幌市土地区画整理会計予算

令和 3 年度札幌市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 503,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 3 年（2021年）2 月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		503,000 <small>千円</small>
	1 国庫支出金	30,000
	2 繰入金	469,414
	3 清算金収入	3,486
	4 諸収入	100
歳 入 合 計		503,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		503,000 <small>千円</small>
	1 区画整理費	333,000
	2 清算費	14,000
	3 職員費	156,000
歳 出 合 計		503,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
設備・機器等保守点検等	令和4年度	千円 300